岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

岩手県収用委員会

会長 野 村 弘

- 1 通知すべき書面 一般国道284号改築工事(真滝バイパス・岩手県一関市滝沢字鶴ケ沢地内から同市滝沢字鶴ケ沢地内まで)に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名
不明	土地登記簿表題部所有者 菅原熊治外 7 名

3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市滝沢	76番	ため池	m²	m²	m²	ため池	別図に赤色で表
字鶴ケ沢			847	847. 36	594. 09		示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成22年1月29日をもって通知があったものとみなされます。